

博 管 第14号
令和5年7月28日

博多間税会
会長 安恒 寿人 殿

博 多 税 務 署 長
田 尻 寿 人



プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて（依頼）

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」観点から、申告納期限の前に、振替納税やダイレクト納付の利用登録を行っていない方に対して、納付に必要な情報（住所・所在地や氏名・名称など）をあらかじめ印字（プレプリント）した納付書を送付してまいりました。

近年は、納税者の方の利便性向上の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、申告から納付までの手続をより簡単・便利に行っていただけるよう、e-Taxを活用した税務手続の見直しに取り組んでおります。

国税の納付については、納税者の方の利便性の向上に加え、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、金融機関や税務署の窓口に赴く必要がなく、また、納付書を必要としないキャッシュレス納付の推進に取り組んでいるところです。

そのような中、令和3年度のキャッシュレス納付の利用割合は、全体の約3割となっておりますが、令和4年12月からは、新たなキャッシュレス納付の手段として、スマホアプリ納付を導入したほか、令和5年度税制改正においては、ダイレクト納付の利便性の向上について措置されたところであり、今後、キャッシュレス納付の更なる利用拡大が期待されます。

これらの事情を踏まえつつ、行政コストを抑制させる観点から、令和6年5月以降、別紙のとおり、プレプリント納付書の送付対象者を見直すこととしましたので、御理解と御協力を賜りますとともに、改めて、キャッシュレス納付の更なる利用推進に向けて、会員の皆様に働きかけていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

1 プレプリント納付書の送付見直し対象者

① 法人納税者

《見直し前》 ○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分			予定申告分・中間申告分		
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし		左記以外（前年事績）		ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし		左記以外（前年事績）			
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外（前年事績）	納付書を使 用しない納 付方法(※)	金融機関・税務署窓口 での納付	電子申告	書面申告	義務化 法人	左記以外（前年事績）	納付書を使 用しない納 付方法(※)	金融機関・税務署窓口 での納付	電子申告	書面申告
法人税	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○
消費税	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○

(※)納付書を使用しない納付方法：ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

1 プレプリント納付書の送付見直し対象者

② 個人納税者

《見直し前》 ○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定納税分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者		ダイレクト納付又は振替納税届出なし	ダイレクト納付又は振替納税届出なし
	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし		
所得税	×	×	×	×	○	○
消費税	×	×	×	×	○	○

《見直し後》

	確定申告分				予定納税分・中間申告分				
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者		ダイレクト納付又は振替納税届出なし	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし		金融機関・税務署窓口での納付 電子通知希望あり 電子通知希望なし
	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし	ダイレクト納付又は振替納税届出あり	ダイレクト納付又は振替納税届出なし			納付書を使用しない納付方法 ^(※2)	電子通知希望あり	
所得税	×	×	×	×	×	○	×	×	○
消費税	×	×	×	×	×	○	×	○	○ ^(※3)

(※1) 令和5年3月以降送付対象外

(※2) 納付書を使用しない納付方法：ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

(※3) 消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない

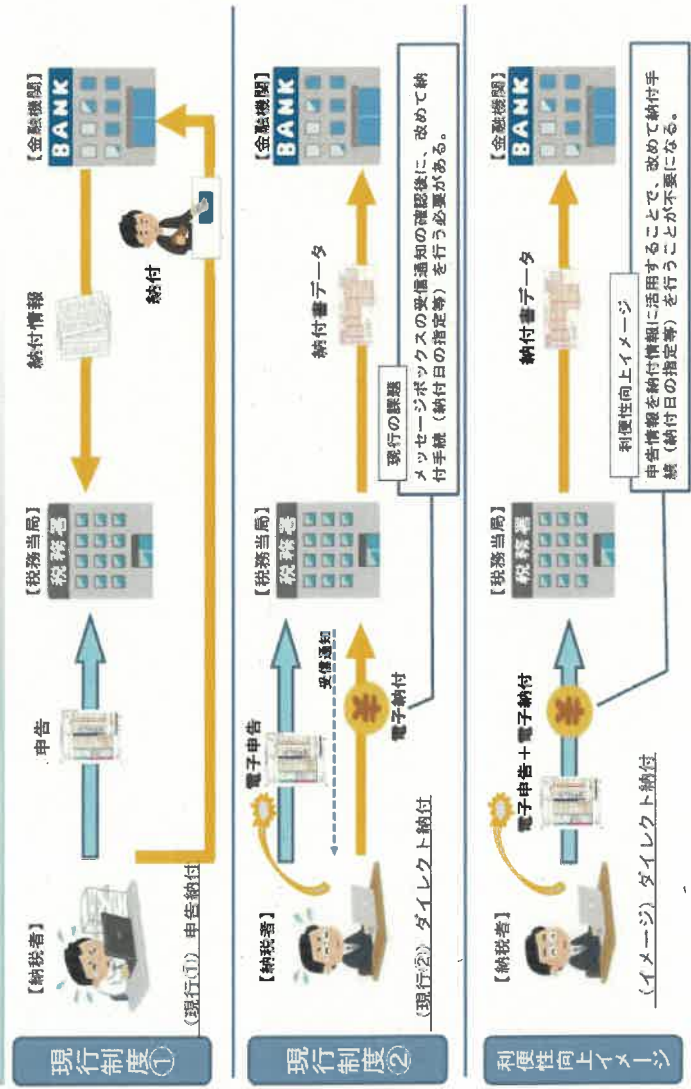
2 今後のスケジュール

	令和5年					令和6年									
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
広報（国税庁HP）															
個別周知（※1）	法人確定														
	法人予定														
	法人消費中間														
	個人確定														
事前送付取り止め（※2）															取り止め実施★
ダイレクト納付の利便性向上															制度開始★

- （※1） プレプリント納付書の送付時に、令和6年5月以降の「送付を取り止めるための周知文」を同封
- （※2） 法人については令和6年4月決算分から、個人については令和6年分所得税予定納税からプレプリント納付書の事前送付を取り止め

(参考) ダイレクト納付の利便性向上 (令和5年税制改正)

○税制改正イメージ (R4.10.19政府税制調査会資料【抜粋】) 申告情報の納付情報への活用



○令和5年度税制改正の大綱【抜粋】 六 納税環境整備 3 その他 (国 税)

(1) ダイレクト納付の利便性の向上
電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の納付が法定納期限に行われた場合 (その税額が1億円以下である場合に限る。) において、法定納期限の翌日にその納付がされたときは、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用するほか、これに伴う所要の措置を講ずる。
(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用する。